

～ 受講者の皆様へ ～

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更について

当会が実施する高所作業車運転技能講習は、受講資格となる運転免許情報をご提出いただかないと受講できません。

2025年（令和7年）3月24日から【マイナ免許証】（運転免許情報が記録されたマイナンバーカード　以下同じ）の運用が開始されておりますが、【マイナ免許証】では、免許種類、有効期間等が確認できないため、次の対応をお願いします。

1. 【マイナ免許証】により高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

① 申込時の手続き

受講申込書には、「マイナ免許証読み取りアプリ※」に表示された運転免許情報を添付しFAX又は郵送して下さい。

「マイナ免許証読み取りアプリ※」の取得は
マイナ免許証読み取り専用サイト
(<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>) 等を
確認してください。



② 受講当日の手続き

受講当日、【マイナ免許証】と運転免許情報の両方をご提示ください。

2. 従来の「運転免許証」により高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

下記のとおり、これまでと同様となります。

① 申込時の手続き

「運転免許証」の写しを受講申込書に添付しFAX又は郵送して下さい。

② 受講当日の手続き

受講当日、「運転免許証」を提示して下さい。

○マイナ免許証読み取りアプリ（スマートフォン版）を使用したときの運転免許情報



○マイナ免許証読み取りアプリ（パソコン版）を使用したときの運転免許情報

